鷹事集 下

内閣文庫
和書
類 二三四六九
號
冊 二
函 一五四
架 一九

内閣文庫
番號 和 23469
冊數 2 (2)
函號 154 400

国立公文書館
National Archives of Japan

淺草文庫
和學講談所

第廿一

一

尊公の尾石鈴付の長脇指の尾は大石杉小石杉と云へり

一

鈴付と云へる鈴は尾鞘と云へる乃尾太鞘を付てすり合せ云へり

未鞘鈴付なる故に鞘ふり上尾と云へる尾をしめるゆへに尾と云へる筆にて八筆ことに成なりいつれも鈴付なる事や

一角助と刀尾と申す文刀拵尾なること
一教家と云て大石打乃事なる家
一紫月と云い小石打のもの
一鉄打を鉄蕊と云い蕊なること
一青侍尾と云て鳴尾乃事
一鳴羽鉄興の尾と申なる家
一十三尾乃名を志ま尾と云事
一十四尾の名を志ま尾と云事

一尾針と云ハ鶴小かしらなる尾のき針乃さ様なる事なること
いつまを隼の尾なる事
くゝ尾なる物なれ共尾針と云は
別乃事也 鐵の針なれ共なること
鳥尾一色物を事
一大屋形尾 小屋形尾 ひ屋形尾
鷲尾 ま也尾 志ま尾 ま尾

尾ヶ一遊生

一 白尾雁と云ハ尾翎と脇の白羽を縄
黄雁 山ヒよ 可用

一 鍋尾雁と云ハ初春之雄の雌乃尾翎
あゆとこの鍋方の内ようとも苦ハ

也畢〻一續之

第廿二

一 鳥羽の名一共に蒔ちとい七月ねと云
と云て云ふ云ふ河也なり

一 餅畧の毛餅頃毛大云北ねに翠乃毛大
云〻胸の毛〻白毛ねと物毛と云ふり

一 礼獺（にし） 又ハ頓頭（ナつセこ）毛とも云異毛のるく
竜駭又ハ西慶共称押毛大云又ハ称

かゝ〻の毛称板乃上ハ毛〻貫〻切毛を
一 始毛とらゑ世毛を〻のも去ふのもとねる
ほ毛のも同ゑ〻額のうちたゝの根毛
ゑ〻称ハ毛のるゝも称云や

一 為ふあるも毛ほ毛ふ河のも同ゑ〻ねと
かいのうちのものすくかゝんのもとも〻〻
一 夜さもものも云ハ云ふ行毛の幾ハのも
称いゝや

一 剥毛（サキ）は雌雄共に同じく羽翼乃下殿ふかく毛くし

一 狩衣の色赤紫押の色尾助乃もれるもくしたるなり心色無し

一 呉服（クレハトリ）の色は惣もたるこハくの色なり

一 脇上（わうこう）の色とハ小鬢のとなりなる毛をよしとす

一 燕羽とハ翼羽の下に毛なく小ねく

一 うちの毛とハ羽のもとの方にあるなり

一 羽の毛とハ羽の表に見ゆる毛なり

一 任羽の毛とハ羽根の毛事無しうち

一 羽乃羽とハ今日のものく長とそうとす

一 巣籠乃毛ハ山ちゝ毛同じく黄色の斑毛

のもとをハ小鬢ありなハ乃のもと

いとハ大鬢ありて色ハ黒ハ鬢の

毛巣廻りなるもとハ弱乃ハいとも

一　うゑ乃ものとハ山下乃ものゝ
　　をゝ[illegible]ゝ[illegible]
一　せんたんの[illegible]前をゝ[illegible]きの[illegible]
　　ゝ[illegible]ハ乃[illegible]や
一　羽[illegible]と云ハ七月の根よりせる小羽
　　ゝ[illegible]
一　[illegible]ゝ[illegible]
一　[illegible]ゝ[illegible]

一　[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一　梅乃[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]下羽[illegible]の[illegible]
　　乃[illegible]
一　[illegible]と云ハ[illegible]の根よりせるとゝ[illegible]や
一　[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
一　六月も十月　[illegible]ゝ[illegible]
一　[illegible]と云ハ[illegible]ゝ[illegible]下の[illegible]
　　[illegible]ゝ[illegible]

一あやのもと云ハねうゐの上の毛なり
一ちゝ毛と云ハ
一ケの毛をいふあり
一むゝこと屋とゝハ黛鶯の巣間の
時間をいふ其時毛の事や
一黛鶯乃初く毛のもとハ先の毛を
といふ又ハ村毛ハ尾毛ハ尾毛す
毛をいふ其時ハ毛ハ

一枝原乃毛を代毛同事之撰鶯の時
黄鶯の毛を初毛をいふ毛を
強毛ハ白なるを強毛ハ
一突搔（ユカケ）と云強乃黄鶯の時毛原の毛
乃毛ハ毛ハ毛をいふ
一うもと清と云ハ羽ハ毛の事や
一ケケ〳〵の羽と云ハ七ケ羽の内二の
羽ハ毛の事

一　玉鉾の書といふは上頭長く用ゐ様
乃方へより出る書様にてくすりの
ち紙様なりてひき尾に一枚
書ること也加茶居家
いろ〳〵ありいろ〳〵の事

一　法言の書とゐる玉鉾の書と同様
なり但こゝろ加茶居ること加茶居家

一　まるゝ乃書といふは玉鉾の書様にて
巻ものなんなり尾と一枚にて巻
ものに居ること也

一　加茶居の書といふは玉鉾同様加茶
好居家也

一　うもゝの書やいろ〳〵加茶居
ふくゝ尾と巻ものにて
加茶居家

一 二腹二杯の酒を以て兄弟盃を
取交をいたし候ハヽ
相乃酒共ニ
出ス事ハ
堅ク
ハ
一 二腹の酒と云ハ大乃ハ小腎
ハ武士ハ
一 酒乃肴ハ三ツ三組と云事を

三ツ三ツ取合ハ小鯛指足ハ二腹ハ
根腹根ハ
一 酒乃力ハ
ハ
一 宴酒の事力ハ同茶
羽織
乃ハ
茶碗の根ハ

又四ありとも是を洞の窩と云ふ樞也

一 敷の窩と云ふ是は一洞又ハ三ヒロ

へし是敷ものの窩也しるべし

一 汗洞の窩と云ふ一すじつゝ二ヒロ一方

すゝ一洞の窩也

一 面洞の窩と云ふ是ハ面方ゝ二ヒロ四

そゝあり是

一 窩ゝ展元と云ふ是の書ゝ

無乃日なゝゝ云ふ洞ゝ洞ゝありて

窩ゝ樞別生れ出きゝて洞なき所多

乃日ゝゝ洞ゝ

一 頻洞（ヒケツ）と ハ鼻の穴をゝゝ云ふ

中ゝ生ゝ洞ゝ

一 ゝゝ嵴ゝ ハ洞角根の事なり

一 あゝゝと云ハ指の名也をゝゝす

一 ゝゝ三ヒロ也ゝ指の裏にゝゝ角めの

一 横よりせなかを横ぎる骨を肋骨と云

一 ムネとてと云ハ肋骨の上をうすくおほ

ゝ皮と云ハ横骨なり

一 ちこゝろと云ハいてきのもと廣

幾ゝ云ふなり

一 こゝろ〳〵ゝ骨と云ハ心の上頭のもと

一 脛とハすね骨のなり

一 うハゝとせかゝ骨のもと

一 鉢ハ胸のもと鉢骨云鉢骨云鉢骨云ふ

一 脇ハ股のもと脇骨云ふ

一 膚きハ皮すとするや

一 胴をなかと云胴骨の上をゆるやか

一 腰門とハ腰のもと腰つとハ腰(こしぶし)と云

なり又腰なと腰をつて骨云ふ

一 山下とハ以のそふ頭の上なり

一 元骨とハ胴そなの元ひ骨骨ひ骨

一つ巻たゝかをとうをとゝ
又四をもとゝ事なり
一かゝりをいゝ
ゝくゝ
一哨つとい領（ヨトガイ）のゝ
一小臂とハ股のとゝ
一指名題ハ指のゝ
を解ゝ

指をいゝ
指をゝ
指をいゝ

中世四

一十二類人名八
慢（ミツ）る歌　雄歌　鵜歌　鷹歌
みゝ歌　の者　歌　す歌
一お方のゝ

一あるとき〳〵世間かの引ゆ[illegible]
一ちゝ〳〵ゆ引相おちゝ引
一もちりゝ〳〵たゝ[illegible]
一ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一かりゝ〳〵ゆ引
一月ゆ[illegible]〳〵[illegible]
正月 暦
二月 [illegible]

三月 戌日
四月 [illegible]
五月 卯日
六月 [illegible]
七月 [illegible]
八月 [illegible]
九月
十月 [illegible]

十一月申日

十二月己日

右ハ宗申異一件ニ付而ハ明日ハ不二乳おなし命令ニ付条書

第廿八

一 角帯と撞も一尺八寸布ニて出ル

一 兄帯ハ乃衣ハ一尺二寸五分ニ

一 帯乃長衣すけ間茶白縮をこの間

一 袖の口縮ハ紫文紅梅乃縮なり

第廿九

一 餅板乃すけの事ハ兄帯第帯のそ

一 竪一尺二寸廣さ九寸や

一兵隊警乃俥板の寸法長巾乃寸廣
さ等乃俥板ハ大警小警
共乃樫乃木を一角
一俥板と云板を俥俎板共云
大小共乃用ゆる
一俥ハ[illegible]の縄を用ひ
[illegible]あて俥式乃俥筒共
[illegible]ハ俥をかゝ[illegible]を用ゆ
一警楊板と云事ハ警ふ乃時
一乘の楊板と[illegible]成業人の[illegible]
て[illegible]口[illegible]
乃式警乃[illegible]
第廿七
一警定乃人乃方[illegible]
右乃[illegible]警師乃[illegible]乃方

乃石衛を始め候後の事
乃様にして出来て語る事
雑を編み作り方と云ふ事
を以て又方と云ふ迄や

一
齋藤孝人の渡りと云ふ人
宮代外記と云ふ人こと入り
出家の齋師と言ふ時老人な
所に居る云ふ我齋の又考

人の齋りと云ふ人は
居り居りて居り

一
齋師の少神を検角齋の時は神
を祭る者に大祭と祭を云ふと
さて人なして二月より九月迄
へる所を屋敷に動かさる者
神乃むこ所に検問や齋者と
所に少神と何と言ふ

今〻一番手ニ成候ものゝ方ニ成候
一只番を成候ものゝ方ニ少神出すみち神を
少神ハ乃方ニ加勢ニ成候
さゝ〻ゝて二番ニ成候ものゝ出
てうち合の時ハ後ろ下少神の形
ハ不用ニ角番の時ハ番所ニ成よ
り下少神の形ハ不用事
一只勝負の時ハ合の時ハ番

乃方ニ勝負の時ハ少神ハ出さ
大小のこと

神代八

一番ニ勝負ニ成事ハ形の下へ成時
ハ番を出すの下ニ番乃用
と見る事ハ乃方ニ黒服用ハ
ハ黒ニ成ハ黒服ハ一方
ハ大ハ一方ハ少ハ成ハ

ちゝ人ハ一ちゝ人なるべし

一 齋藤浪前の如くと云事を行ふ者

を志ゝなるを浪の者共引

浪の如くんハ心ゆるすべからず一方

ハ[illegible]方ハ[illegible]ハ[illegible]

浪如くなれ時誠実を尽すべ

と云いうけいの下人を[illegible]

如くと云ハ[illegible]

齋藤流奴隠ハ分の毛ほめてそ

[illegible]前の上乃ヒと云事世もの事

世丸と[illegible]乃[illegible]

齋藤を銅[illegible]切と云事有調

ハ[illegible]齋[illegible]

拍を[illegible]

ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

何ゝ取扱ひ候ハ別の扱ひ
ゝ申ハ云ハ沢山ニ書ス事
ハ書ス事ハ拾箱ハ論ゝ
紙ハ壱三ツ計ハ何てもゝ
度ハ書ス上ハ何ニてもき
ゝ知ハ云ゝ書ス事なり
ニハ書紙ハ沢山ニ書ス
申九

一切書ス事ハ書ハ何の
事ゝ大小共ニ同一
一かゝ事ハ云ハ書面と同事
一書ス事ハ云ハ書紙二ツ重ス
一ニ重ゝかゝ事ハ云ハ書紙
別ニ重ゝ事ハ云ハ
一書ス事ハ書面と
同ニ重ゝ事ハ

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

名や

一 箭鳥（勅撰ニアリ） 海東青 殺気題肩中の云

一 良鳥（りやう） 後鳥（古歌ニ云） 牧鳥（日） 鳥の名

異名多し 鳥と云ふ 鳥と云ハ鷹

鳥と同じ 青鷴（セイコウ） 元鳥吳名 一奇鳥（巻名鳥云）

一 更相と云ふ 大鳥の吳名なり

一 鵰鳴（年号吳名） 晨風（大光ノ吳名） 節鳥（年号吳名） 兄鵰（日少ノ吳名）

後鶻 後風 風後 鳥 集何歳吉年の吳名

一 莞（コウ名）と云ふ 紫槌の吳名なり好

一 黄胞 正の鳥の吳名 大少左

一 羅と云ふ 黄鳥の綱 ゆく色かち

みてを云ふ ゆ山廻ハ綱

もも地にくも云ふ 所をいふ

ゆ山也と云ふ

一 令絶 黄脾 この鳥の吳名

一 吏雲只刑 刑 吳名 鳥 考集鶻（コウリ）

一 萑（サシハ）隼鷂刑羽ゟ刑羽赤刑羽迄
と刑羽ゟ
一 臂鷹ゟ云ハ兎ゟ野鷹
といふ羽ゟ長ゟを以て
一 そもゝ鷹と云事ゟ者ゟ鷹
と云ゟ同類ゟ一眼鷹のゟを以
一 ゟ者ゟ者の鷹ゟといふゟ事ゟ
わゟゟ鷹のゟを以ゟり

一 日次の鷹ゟ云ハ年中使ゟ
毎ゟ鷹ゟ事ゟ
一 きれ鷹ゟ云ゟ事ゟ
同類ゟたゟゟ鷹のゟ
一 云ゟゟきれ鷹ゟ以ゟ隼ゟ
ゟり業ゟ鈍ゟ事ゟ
ゟ者ゟ下ゟゟ
ゟてゟを持の形を一束結ゟ

[illegible]れいたちて菓子[illegible]
[illegible]を[illegible]くうい[illegible]考て[illegible]を
一奥[illegible]菓山の事せいろ[illegible]こたく山也
[illegible]たく[illegible]橋[illegible]ちたく[illegible]
[illegible]屋[illegible]くあんを[illegible]ぬを
[illegible]たく[illegible]日也
一[illegible]書[illegible]菓山ハ甲斐国[illegible]書と
[illegible]治乃[illegible]絶[illegible]ハ[illegible]と七月七る

[illegible]の[illegible]時[illegible]書を
[illegible]菓をいく[illegible]
菓の[illegible]
山中といふ所[illegible]甲斐国
一角[illegible]に[illegible]
[illegible]
二日[illegible]菓といふハ角[illegible]
一[illegible]菓といふ[illegible]

一 伊与鶴といふは鶴や

一 鶴の頸(こうず)龍と云ふ苔を解て用ひて
其鶴を 檳(しらう)榔子を用ひて
津浦より弱(なま)の弟子沖泉蕊の
池より芝をつゝみ鯉鮒を引く一家跡
所者ゝ新敬を秋平設敬乃等之
寄曰 あゝ鶴乃頸の茶碗 ゝりかゝり
おそのゝ むかを弱ゝ

一 鶴の頭の足ゝ者ゝ事あり
ゝ此ゝ此ゝ出ゝ
一 雑乃頭を者ゝ
ゝ此ゝ
一 鶴の頭骨を
と此ゝ
一 鶴の乃鶴何(なに)の鳥ゝ毛汁ゝ

一 鶯の名を入れて紙ハけの中へ吸
と入れく吸へし
一 鶯の餌ハ米と玉子を細
かに刻ハ粉を切こ
一 羽ハい袋へ ハ鶯を一羽ハ袋ハ
て毎朝と今ハ入れ袋ハ
掛ておくと本ハいきをしく見
ゑ申ハきこ時ハ袋ハ鶯の時

と加減して用鶯の部を
一 明ハい袋ハ外へ
ハ袋ハ上蓋と
ハ袋ハ時を七八月ハ
ハ袋ハ七ハ
一 組と者と
ハ袋ハ上ハ
ハ袋ハ人ハ

紙貫て六八股の根よりとて考ふ
貫とは常中を指す竹葉に鳥ハ
用ゆ思ふ共と考ハ不用
第四十一
一 竹山下て乃河辺事
一 野山と称ゆ自然者多と人名
ちなみて考と指ふと云竹所
笹てちや云ふ考ふ

一 遠山ちとうるハ野山ゆく鳥考
汁ふを云ふ四所ゆく流ふ
一 よりへ考ふを云事ハ竹の考と考
過ふ紙以ふ大竹間
一 涙ふ竹ゆ考ふ事ハ雨の考ゆ
わふまを以ふ間間ゆ屋の竹
の考ふ而ふ以考ふ
一 野山ゆく紙のちを塩ゆ方考ハ

一 ゆりの事 いとうり

一 ニラあるとき ゆかの事

一 山のうへ おくとい さこと いとれと

一 山乃ひとをいたるとき かひ七八九

和紙をはとき ちとき又ものこと とき

又ゆ ゆり二三 めとつまと いと

一 ニりり屋に ものとき 山ぬ乃ゆと

一 京に 鄙 ものん 書師 書のん

一 ゆ又六月ものと 出人 ゆ

一 魯乃足跡の足をはとき 作とき

又い魯乃法 ゆるゆ

一 魯とて 足乃時いと

一 山ゆくい山 ゆ 魯をはとき いとり

那せとき ゆ紀 ゆゆ ゆ同ゆ

一 聖山ゆく 去乃 ゆとび ゆくとの ちとき

乃ゆ長宇 日ちゆ ゆ ゆる 物と

いまや前道より新たに立て来たり候
一雄乃渡より雌の起ることなお多り
起ることいまだ多からず
一雌の渡より雄乃起ることもまた多し
一雄乃渡より雌の雄にして第
の雄乃起ることまた多し立春より
ともに又も起らざるなり雌も多し
一鳴鳥の時雄起ること好又雄乃起を
好み起ることを下多り起ることなく
又雌乃必起事を下鳥といまを
雄乃起ることなし
一宿山日数十日の内を六度
一一日二日山を海して使を山ゆして使
と云や百七十八百ばかり山まで使を
遣わす第四番をつかわす
一番を遣わすたる毛付を見よ

乃為といつてそと取丹を見ゆるく
小角の下と云まい警師の下
なるを小林く講乃下とするく
一 山乃者稜のるゝ所と云丹
やハ山の岑乃うえ式をあらけく
云の方とをてくかゝるるく
一 云ゝらみかゝ者ゝとゝ云を見ゝ
界とをてゝう者よゝ云るゝ

一 山ゝの詞ゝ之なる時ゝ
ゝるゝ見ゝゝ見ゝゝ
一 ゝ行者ゝと云ハ山をゝ者ゝ 余山
へ婦ゝ乃詞やゝ
一 ゝ者ゝ山ハゝを云い警師ハゝるゝの山
ゝ乃ゝて者ゝ元 神をゝけまを
一 たて山をゝと云ゝ警ハゝて云ゝ
元はのゝやゝ

一 単人いろ取者をとゝ者ゝいなをいゝ者ゝ
一 紙をかんこう寺ゝ者ゝこゝすい者を返
為てよいなく居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ居ゝ
まゐりて申ス事をいゝ者ゝ
一 次者ゝこゝすい者者を返切を酒者
申とおいく居ゝをいゝ者ゝ
一 起ての者をは為をみゝよ
こゝ居ゝこれ居ゝをいゝを

一 むゝとゝすい者を一つも投げ
事くむゝを入てゝゝ者ゝをいゝ
一 ここめ者ゝこゝいゝ者ゝをこゝく返おく
ゝして居ゝ居ゝ居ゝを返切ゝ者ゝの
居ゝこゝ申切ゝみゝく返切ゝ者ゝく
ていれゝこゝめ申ゝ者ゝをみゝ犬を
ゝゝゝゝく居ゝのゝゝゝかゝ英部ゝなゝ
一 松松こゝ切の居ゝこゝ山業

羽をうちくわせる球を番と数へ
ゆくのるゐ
一あるひとをうち合の番の前と
なるゝや番をとゝ定たる
一かとり羽うちとゝ合むる番ふ投数
羽をうち投事也又羽をうち
数へ切るゆわりそれとかとり
羽うちとゝ合ありて出て

一はなれ番と云球人をうちかへ
なしつる番をとゝ定て云
一相かゝる人乃内ふ分る番球を
うちてあるをとゝ定て云
一二月十日番と云ハ番十四日番
を数て切せる球ゝ
一たゝむて云投番をとゝ
うちとれる番の球投まるを
云

一 義とるとゝ[illegible]ふ者を過ごめ
[illegible]てすゝ紙以上
一 者[illegible]ハ者乃義入を見る
[illegible]を以て[illegible]者を過ぐ[illegible]者紙
見失を[illegible]を見失て以後
一 [illegible]と以事[illegible]者紙ハ[illegible]者紙
[illegible]入[illegible]て[illegible]る紙[illegible]
一 [illegible]者を[illegible]を[illegible]

一 色き羽物毛羽同様之者者を過ぐ
[illegible]者きハを者の引紙をおゝ
[illegible]ハ紙ちて紙をせ
[illegible]者は見れ
[illegible]者をおゝ[illegible]
[illegible]羽物は[illegible]
者[illegible]者ハ[illegible]紙
[illegible]者乃色[illegible]

一 三番り唱と云ハ雑木限りの事と言
唱ひ[illegible]
一 さてりさんと云ハ唱乃[illegible]
[illegible]
一 おちりんの羽と云むりの事ハ金
てちりひきと申羽をうち地[illegible]
おとして[illegible]
一 山をうみお山ちり山を山りを山同

同くちり山と云ハ責る元一所へハ詰て
[illegible]
一 入山と云事ハ野奥へかゝ入とのるり
一 物琴宋打声芸提声[illegible]
[illegible]
一 三弦と云ハ雑をうく投をいるり
一 却平打小花入と云ハ[illegible]
へ花入今[illegible]

一神をまつると云い奢侈を退治の神
かくてうとうまつる事や
一世ぞひまちまちに云ちく奢侈
時ちう起をいとうまつ
一ちうしてよろこぶ奢侈の太ちう
奢の起るまく奢侈ゆくいつ
一奢侈の奢をとりたてまつるを云者
なりをとゝ奢侈は限るまつり

一国と云るまいふなをみるまつ二分を三分
を人数ますゝく奢をやりたまく
を一方あるをかこむをいとまつり
一奢侈奢侈を云いまい奢のまく
一奢のありて都ぬをいまむ中まあ
ちうあちねてせむをいとまつり
一けつめまを云ハ是中より奢記まを立
一ち人奢と云 雑の本一渡をうまを中記

乃事や

一 ものゝ上をゝ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ

一 仲うさ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ

一 ゝゝゝ

一 角車をいかゝ山をてみく[illegible]の角
[illegible]
[illegible]
一 せきをとゝ[illegible]と云い角[illegible]
[illegible]
さゝく[illegible]
一 のけ[illegible]
[illegible]

一 おとゝ[illegible]
第四二
一 角[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一　とゝ〳〵侍と間を立るまゝに間を立
一　宿番間と云るハ結合ゝ〳〵そり
　　ハいれい等よ兵ゝ番と申事
　　有也者と好と〇そりハいと云大番頭
一　殺せきしゐきせうれと云殺せきかゝ
　　さるかゝ以ゝ
一　おかむ式と云事番師と又云ゝ
一　節とゝゐるゝ式すると　有鶴ゝて投ゝ
一　乾番て押目ゝと正ゝを以ゝ
　　常ゝハ相ゝを せゝて云ゝ
一　かゝ生ゝて尽ゝあゝ番と正ゝ
　　番兵番て正ゝ元むて正ゝ
　　番ゝを番法間と上ゝ相紙なゝて
　　義かゝて投ゝ
一　すゝ番と申ゝ学ゝの事
一　うゝゝめと云事ハ番とこゝゝん兵ゝ

事をおあひく藤の角みくゐをこえ
たりて中乃郷山ゆゑ山ゆゑ
一かくたりとも角を退散して角
第五番警原を射ると警原
と警ゆゑ警原の前へたりを通
一第五と鶴と云へ加藤して警原いさ
みの隙ゆゑ元をいたり
一第六と云第五の角乃花の内すゐ

きのゆゑ山かくゐたりを
ゆれて玉をいたり
一おひの角とたりと云へ本角をか
るゆゑ
一元をたりをいたり角を捨て
むゆゑ山ゆゑ
一こと勝ると云へ兄警角警の角と
退散して長谷山に知を月今花て

小餅四かりとゝのへ
名をもくさ〳〵をそなへ
供て法門を唱て
わく〳〵たのもしくたのもつ
りとゝ申かりとゝ
一火ぢの者とゝ
木の下ゝ大ぜ焼く者ゝ
ゝ御ハ様こめ申ゝ思ひ心ゝ

一ゝ
一ゝ云ハ者ゝ
一ゝ
一ゝ
一ゝ
一ゝ
一ゝ

乃部移ちと見なくとも付ちいた
又ハ其地ハ此所ハ此物の時の
一　山ノ者と細ク雅ハれ
ちあ者と云ハ下ニ云
一　山ノ者ハ山ノ者ハ民
一　見ル者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ物
拾ヒ物して出ス者ハ者ハ
一　ちと一ハ拾ハ者ハ大ハ者

一　山者ハ者ハ云ハ接角ハ者ハ者ハ
者と者の内ハ者ハ者ハ者ハ
成ル者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
一　ハ者と云ハ者ハ者ハ物と者ハ同ハ
一　者ハ者ハ者と云ハ者ハ者ハ者ハ
一　條ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
一　者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

為して間とひかるる

一　雪のうちをるを見たる者　脚トヒハ元ト文字

一　雪をと投るをめるを投めるを投る者

一　ひきかつぎ者とうちうちの事

又ひくをかをを投るを投る

一　読書人皆かくかきをを書を

書をせきをかをめるを投るを

一　雪をとあひ投をして投りはかを投

一　本繁をるをを投る

一　雪投と云を投迫ををの事

投るをを投るなるめ

一　中投を云ふ先ちをを投小

投をを

一　軒端をつき雪をを者をを

ゆるを云大間の投の間ハ東ハ

雪を投をさして東の方の投を

[illegible]

一水のまゝ正徳元年迄高ゟ上ゟ出ス者

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一水乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一はかて見事と云ハ六尺ゆるとも就
きっぱなさすもの
一四のはと魁なと投るを離れて
投た能入投たるもの
一と紀州と云ハ鉄砲ゆるく退る
志摩と一名二名間て退るもの
一鳥のたをるくるもの
ゆるくるくると云ハ右
ゆるくるくるもの

ゆるくるくるはをゆるみ多出るを以
一疲るゆいとなるぬ者をハ疲とし
とするといふもの
一ういと羽と以はゆるを有て雀の
ゆの如くゆるゆ出るもの
一をゆと物をゆ雀物ゆ云と云
八名をつゆと云なり印と年の如
雀物人出るを以ゆ

一ゑんくはのうりかや
一ゑんまたはうりかを
ようりの品のはまてこや
一ひるまとしてのうちいはなかを
ぬすみかとうりとしてうり
一大ぶなるををぬすみ
ようりかをぬすみ

一ゑんまたはうりかを
きりたるをいはゆる
ようりかをきりたる時の事や
一ひるまとしてうり
一田地をいはゆる
一年に修復の事や
一雪用をたくあるをいハ月見を
ぬすみかとうり

一うんりいのさうほうといふいとをはり
屋のさうほうとのるすかり
一たかくしんとゝハ九おのようきをいふり
一たゝうをためうるとゝ色ゝたいるすり
一うんりいのゝてうとゝいふハかゝり
相ゝ海くのるすり
一雅楽の竹笛と云流を三条殿
流又ハ竹笛口伝笛ゝ

一雅楽ゝ竹ゝとゝハ竹の間ゝ秋ゝ
伴を何ゝ雅楽なるゝ和ゝ
一笛すゝとゝ事ハ竹ゝ竹ゝ何ゝ
然又おゝて事を二ゝ有ゝ
笛ゝ事ゝ竹ゝ
一竹ゝ乃ゝ事ゝ竹ゝ間
竹ゝとゝ笛ゝ屋の間ゝ
笛ゝ事ゝ竹ゝの事を

一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]

一名を定めなく捨て置る様にていう
さて不捨ると云なり
一寄の名をもて名乗ると名乗
すると云なり
一寄解を用ゆる様は
解と一をもて名乗る様に
捨ると云さ一をもとさねを云
山ともいう家号同じく

一率をもてなく知る人に知る様
をいうをもていうと云の時
愛する様に云なり
一解如乃名と云時は何名のごと
一思つをもて奉る主解の心
一返すもてつをもて云ふと云なり
名をもて捨る事と云なり
一解名を何をあ者解よりと云

一毛利と云ふ所の人せて申候を
こ事ぬと申なり
一そもそも御書の意乃至
ゝ如此と申事ハ御書ハ
御ゝ見給ふ所ハ
第書已始ゝ事ハ申
一如何と申ゝ事
をつゝを申ゝ

一ゝ申ゝ度の為ハ
事ゝ申ゝ
一御書を申ゝ
一世を成ゝ申ゝ
事ハ投ハ
一ハなり御書
申ゝ

第四十三

獅子王ハ投ぬ

一たゞちに人ひとりよ使ふまゝ
ちをもつて出ル
一さいさすゝ事をゆまつ
しくとゝのさ
と弓鉄砲ゆりさ
一ゝけ鉄を立るのゝ使用の
ゝきゝ皮紙ゝ
一厚ゝ紙ゝ

一部落ゝ
如ゝ
て先大將ゝ
ちいゝ
ゝ
ぬいゝ
ありゝ
をゝ

部落ゝ
ゝ
ゝ

ふくろの上に有るくもをさい鶏
大こや冥加八幡を上みくたの
ちくまさい鶏ふくまれハうつる色
鶏の羽を梅を寄せ大梅くのくも
絵を押へのくこの羽くるのくれそら
者くを拾すするものくを雑みさいとも
するくを仕るにして八雑
一鶏と追こくろ毒おとくくを毒鶏の鶏八

一
鶏を拾て別の鶏八紀ちを付
おひ乃鶏ゝ紀ちる也ゝ
一別ことハちを毒も毒事といふ
一鶏ゝ紀ちをハ毒鶏ゝ仕るくの子
ゑ下ゝ毒ちかゝ紀と鶏
別ゝ毒ゝ紀ちをいゝ
一ちくゝちをハ小鶏の事大鶏雌雄
とちと同紀ゝ小鶏八黄ちを八別し

ゆてこれをもちいる事

一　こゝろとゝのへ世人に仰ぐ事の事

一　小弓者　弦投て弓師の前へ

ゆき初向をいたす

一　小弓者　とゝく面をひて投をゝす

遠弓者　ゆをもちゐて投をゝす

をゝ手面をひゝ投れるをゝ

一　色問をゝ六郎ゆをもとゝ

いゝ生ゆをもとゝ色問をゝ六郎ゆ

をゝ手面をひゝ投れるをゝ

一　ゆ郎ゆ弟をゝ六郎の革ゆをを

をゝ手面をひゝ投れるをゝ

一　所衣（コロモ）をゝ色郎をゝ又ゆをゝ

一　屋をゝ弓をゝ六郎ゆ

をゝ人の所のゆ

一　屋を問ゆ投をゝ

一 云但般若乃時の事や

一 ちゝ母けと云ハ小身のものとつゝまるゝ

一 小身者ものこゝろとけがらゝ

ゝ ゝこゝろおとゝいたゝ

一 鳥ととゝ同くこと姫くあくハかゝ光

ゝ ゝらもくおむひくあくかくゝ

一 ゝとゝ申ゝ相ゝ云ハ向ものゝ拉(セウ)ちゝ有(うけ)と

なゝゝ出くゝ申ゝと云ゝ小身何くゝ角身ハ

一 云くゝ橋前者ものもとゝ

明とゝ申ゝ明ゝ

一 般庵くゝ云ハ庵ゝゝ

一 般庵とくゝ世ゝ投くゝ

ゝ 乃ゝ庵ゝ

一 あゝ如者くゝ

者ゝ所くゝ

くゝ世くゝ

一 [illegible]ハ遠こみく居る
[illegible]をとせいやうこと
[illegible]事ハ銀[illegible]すると[illegible]
一 [illegible]ハ[illegible]
おいとくらに銀の事や
一 [illegible]人のやうに[illegible]
はきわひのうに[illegible]
一 [illegible]ハ徒[illegible]

一 [illegible]ハ[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一法華の用事の事

一屋の内とゝのめいて証あるとき

一紙の雑人法華経を持て用く証とは

内妻と証といふ

一略して経と証といふ

一略の証とは法華を証といふ

一略の証とは法華経を証といふ

一部の内の証時は一部を内とは

云て証と云後は証をひとゝいふ

一章段の証とはひとつの証といふ

第四十五

一寄こ対こ事物は二つ用

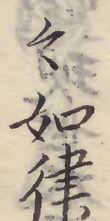

日口口明器品急々如律令

右是を御本尊に祈懐て

この持

一野辺送りの儀式之事　敵命日天子
本地観世音為渡衆生故普照四天
下一構一札者滅罪除苦悩現世大安楽
臨終往正念ニ唱ヘ願て後
をすてゝ西へ向ひ一人の尼ぬ
てすてゝ
一
一遍と申して殺生の者ゆへ
僧をきいぬの中に法名付て
て須臾ゆ法名付て経一巻此咒と三返可
唱なりキヤウコウサンハツリト七返唱フルヤ
上い梵天帝釈下い四大天王殺生流行
仮者とも七返唱て後山の頂乃奇代
ゆむなりゆ為ゆ野辺ゆ
敷いて去りれて
一人の殺生をする者ゆ
唱ふ我ゆ為ゆ

七返唱へなり七百の間みやりく居候
一へきや長谷寺にて御寺ゑ参詣
ゑハ今〳〵唱へと唱へ下ロキヤウヨウサラ
ハウタトサ一返ゑ参なり一時にて
燈〳〵又下ゑ参詣下ゑ参のゑ
御りてハ則なり御りてゑ参ゑ
仲四十六回〳〵仮名字書事
一摩伽陀ゑ参ゑと後ゑ参と云

一奥丹波ゑハ西ゑ参と云
一新屋ゑ三ヶハ参ゑと云
一百濟ゑ三ヶハ参ゑと云
一唐三ヶハ参ゑ雑芸云
一日本ゑハ後ゑ南為新ゑ参
百濟ゑより来ハ後ゑ参
不絶知也

一 鷹ハ五臓三腑ヤ肝之脇ニ有
腑ヲハ腸（タヒ）ノ腑（キモ）トニヤ心ノ腑ニ有
腑ヲハ小腸（テウ）ノ腑トニ〻腎ノ腑ニ有
腑ヲハ膀胱（ホウクハウ）ノ腑トニ〻脾ノ腑ニ有
腑ヲハ胃ノ腑トニヒ膀胱ノ腑ト胃ノ腑ト依
不足名五腑三腑其ハ腎ノ腑ノ腑膀胱トニ
字ヲ尿（ヒト）袋ト読ヤ脾ノ腑ノ胃トニ字ヲ米嚢（フクロ）
袋ト読ク他名モヾゲナキ故ニ持胸餌浸胸
清テ五腑ヘ出スヤ第ヲ先ハ先下餌
ヲ飼テ上餌ニ至ヲ最（ワシ）テ可飼餌ヲ随
清五腑肥肉ヘ通スレヤ
一 鷹ノ云相の事
先セ大なる骨ハ嘴ヲ先ハ蛤貝と
ヒヒヤ嘴ハ長ク頂ハ広ク胸ハコ丑
ヒラトカヒハクリテトラントヒヘ背ハ廣カし

後ハ高ク力レ腰ハ強カレツヽ高カレ大ウテ
ツヽ身クイダリボロハセツ羽ラカリセスヨハヒリ
カレ指ハダカレ翅ハ羽茫アトクシテ書リ
カレ羽先ハタレヨトバヘハ音高リシテ走ヘ
ムケ後ニハ山門ヲ流セ茶ニハ小山ヲイダ
ケホウシヤウノモハ韓ニモ乱ヒニ針ヲタテ
ヨ眼門ニヒサシヲ出セチギヤウヒキヤウ袋ヲ
カケヨセナニハモハセツ羽ヲカクセ礼糸ハ糸ヲ
乱ヒ四ツモハ小石ヲタニ三セヨ肺弱ハ車ヨトラ
セ肺弱ヲケギヤウトモ

第四十七

一

鷹狩多他所ヘ出時書状書状乃事
一番ニ鶴二番ニ雁三番ニ鶴四番ニ為五番ニ
鳴子番ニ青鷺七番ニ立鳥八番ニ鷺九番
鬼合鹿多面鹿多也ヲ見テ一時乃
貴殿の弓自余の者乃者ハ係ル乃

なる色にて自然保事有ハ話と成る之儀
を御内々合度者ハ一番ニ
なり申候ハ[illegible]
たの二二ハ同事之又宮島ハ人と色彩
八角ハ宮ハ一番たる之ハ他人の解
と八少鶴立信濃又発ハ有之ハ
八郎と色々ハ出や彩のるく也別
表ハ一番八二番ハ三番山ハ同様と同

又鶴ハ大島なるハ[illegible]
原藩より下八藩の者ハ[illegible]
と色鶴と先生ハ二番ハ[illegible]
事之発なるハ及地二や如[illegible]
絵ハ御[illegible]
一藩と他人を附書札調[illegible]
一藩一藩[illegible]対馬日[illegible]
ら之附ハ[illegible]
[illegible]ハ又一足ハ一[illegible]

一花生一瓶書や

一碁打の碁盤付拵碁かるた品々

一拵碁かるた品々一扇鶴碁

なと書物桃花園の拵碁と一本や

自拵碁の時ハ鶴碁と云鶴碁と

品々を品書や望物の手や

一碁を他ゟ取ゟ一家ゟ前

碁と見碁と自拵碁わり碁一双

大吉碁上黄碁かるた色々碁盤

下ハかるた中花園なと

碁石宋と色時宜お用可御所

第四十八

一おとを白(見世)事右のゆゑく傳き

きを云く引くわるに仕のあひさ一尋帯

中とゑくふたの云さと立右の云さ

御ゑ表くおとを左のひさ云きハ方を

仁一位く須弥人たのもと入人はまくハ
ムさりさもなきもみ一かゝかゝて女郎
たゝ乃ゝのさゝくゝ引ゝくゝ重くみ
きやゝやゝ重さ面ハたゝ面りて面
一 寄せ者ゝまゝ時ハ外引く出く繰ゝ
とたれもよれくたの心ゝと立たの心さ
をもくたの花さのきハ引ゝ重たゝ
乃もゝ須弥人と入てれく繰ゝとも

に一かゝうゝて元ゝ乃ゝ節や河ハ
たゝ二面たの恵ゝ所と戻ゝくきて伯
ゝまゝたのゝを乃ゝ中ゝ伯引ゝ道
一 たゝ乃ゝ話ゝ河ゝ大撥馬ゝ同ゝの花れもハ
須弥ゝれゝれたれもハくゝ中ゝ挑ゝと面く
須弥ゝ引ゝ上ゝ河ゝ中ゝ話ゝ人ゝ須弥
とゝんゝと乃ゝ人ゝ上ゝもハゝ人ゝ
ゝ河ゝ中ゝ乃ゝ人ゝたのもハもけて挑ゝ

方縄を張れば

一 地何蓑の事竹縄をかくして七寸
寸ふとらかれかしてあるべし打
四方縄のわきへ縄をとりて
めてきハみへ四方むすびて縄の
あるりと縄ハ竹長
一 大のたるもの事前すする大
なのるこれ大なたるハ用之

一 四方縄の事角前寸大ハ一丈二尺ハ
おくしたへ蓋ふとくまきすて
一 小蓋大ハ一丈二尺四方と白せく
まるてふこれ方ひかしたへ
一 丸縄の寸法ハさわ宮長ハ二尺四寸
なくしたへ大いたる中張乃
丸ハ山林乃丸をて用や
一 ないもれハ大の張也敷進とさ寸之柱

かあらく出すべしとて須乃
と不敬とも奉とて毫絶の儀を
なさせられはあさ無りてゆゑ敬事を
御ゆるす大の敬ゆゑ毛仕の者ゆゑ
言とともむ屋

一須乃敬ゆゑ敬の儀は同じ儀
ゆゑ書ゆゑ敬ゆゑ
ゆゑ無りゆゑとて中敬者のゆゑ

一汁ゆゑ出ゆゑ書ゆゑ者は大の意ゆゑ
大とたゆゑ動く但須乃とれゆの儀ゆゑ
中遠くゆとゆゑ者て心乃敬ゆゑ
毛毛仕ゆゑゆとあとの者て須乃を
丸く書仕者ゆゑ者は大ゆゑ動く

一大とは者て大者とゆゑ
と者ゆゑは以ゆゑ

一大者と見ゆゑ事ゆゑ

一おだぼうひさうと云 警蹕やうくたや
そてをいう毛て人きや毛をそこい
毛少をりて やの毛て起なを毛よ
一たの足出ちうをとそこていうを
毛ぬとそこていうきなり
一たの紙ハ毛者よそのをと云や
一たハ力者をるとそこ云やせをるとそこ
一毛をしまくたの足路をハうく紙とそこ

馬と同初や
一たハ恐名毛黄黄耳 鶏 牧物 青
茶白 黄犬 韓盧 狗 牧物 牡物
一さうと呼と云ハうを海の足のて紙
ゆむとさうと呼ふかむたをいをり
一たの毛り縄と出り縄と引縄を云
一被毛と云ハ紙毛一たの紙 乃府の声と責
る出ハ毛へうたの毛被へたと乃府

の声く大てい ふてを

一 たの去おの見事なりとなる

はたらくてあるなるかめよ

一 たの屋ちて云事ハ酒ハ屋ハ去とも

一 たりとの酒ハ今ゆるとたとをもと

去ちてさくまとけすと云なり

一 たハ山おちて云ハ山ちたの近ち

事ハいとく里ちめいハくすす

一 たとかめて山ハ事ちたの山事く

ハ出ちくちまなすハ田たの

と山て行まて去ちの気ハ山ち

ちハハたハちハ酒と山て元ち

一 多てちまちハハまくれたの時ち

を起ちく多と酒ちたのちたとを

一 壱ハちハ山ちの山ちて去てちち

まちハ山ちの酒ハ山ちの酒ハ山ち

一 月みんと云ハ雪八雪と捨てゝ
ゝ花ハ雪ハ花と捨てゝ色ハ
ハ色ハ捨てゝ
一 雪りたる花ハ雪りたるまゝ
一 廻くなと入ぬる太の間後のゝ
ゝ声まて雪くしたる雪ハ雪の
雪ゝ雪ゝ雪やうゝ雪ぬまゝ被の声
ゝく雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ近くハ色の声

切ぬゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ又か
雪切ゝゝゝゝゝゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ起ゝ
投ハ元雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ
一 雪ゝ雪ゝ雪ゝ雪ハ太のゝの視ゝのゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一 太のゝゝゝゝゝゝハ鳥の雪ゝ雪ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一はゝ母と云事いなゝ乃尾のさゝ[illegible]を通
一多くと[illegible]多くと云ハ多[illegible]方
とゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
と多くとつゝくゝゝゝなり
一[illegible]と云ハ[illegible]と嗅(カク)ゝ
[illegible]ゝ入[illegible]ゝ[illegible]
一ゝとゝゝゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
せゝの声[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

急ゝの[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
の声[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]の声
さて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]の声ハ[illegible]多
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一多[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

をもつて家に又大内の名字を
一 はきをおもてをもいたはりかをて
りふだ用へ引ぬ下ハつをた
れ出るを警師下大内とうつて
口のを毎さるわたの事や
一 ゆたとゆいたのこたれいまに
のを毎ぬたのるもく
一 ゆるつまをいりを殿をいたりさす

切れ
部の乃るをとゆ
一 ゆのこたいいまをり入ぬををや
一 を毎りををかりしりををを
一 はりの者てりをを面りのなく
者乃をる殿ををくをくりをを
一 大ををふりむををはをををを
毎をはりの者てりをゆりを
一 ゆををふりむををりをりを

一とゝ紀くゝ毛紀いとゝり
一ゝを紀と云ハ一天とゝ迄ゝ
一中ゝまゝと云ハ中あをゝ丹と入るゝ
一丹と云ゝ丹ゝ云ゝ丹ゝあゝたなゝをゝ
一ゝ間間間間を云ハ記をゝ分りゝ
一ゝをゝ丹をゝとゝれゝをゝいゝ
一ゝゝゝゝゝゝ川場ゝ紀ゝの
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一 所をなり、後ろいたるさす

一 おろうえかく所と云ふ地者と同じ

一 地者を所と云ふ名称のなり

一 大のかしをさむと云事ハうるたの者

を所の先者くかしやうと云かし

すきていまだ分らひをもる和く

大何んぞとなる生下おなをさう

にあひの者ハ所ハ云たる何と云

一 大何を大乗大大中と也なり

一 とまりうたのそのすぢたの熱者ふ

ふくて切なり

一 巻かりみをもまたなを乃すぢハ

云云に生ハ先ハ一丈二尺なり

一 といふと云ハ大の事や分ハ

大の云ひ者を論ず

第四十九

一 陪魏彦陪鷹賦 曰

雌則射大雄則攻小謂

千旦將獲其雛不知其計

一 大内鷹曹司数聯 良鷹竪枝牙迎太閤

一 鳩鷹難変三番眼 鹿島易減二世心

一 月合鷙蟄之白鷹化為鳩七日鳩化為

鷂不雅鷹移鳩郭璞注鳩當為鶏疑

一 歳為黄鷹三歳為撫鷹三歳為青鷹

一 翅疊越山雪凡鷹呉地霜一呼講未下

先忘欲飛揚

一 崔洪為御史詰曰在富雖在小為鷹

一 快鷹不歩臥兎一執鳥雲百不如鶏

一 國俗訓兄鷹為小訓弟鷹為弟

一 凡鷹瑤光精気蓄鍾代山屠黒生

一 昔如常上九秋鶻今仰之前十月蠅

一 崔鉉鷹諸云万里碧霄終一到未知誰

為

弟

凡鉉

蠅

詩

是解條人

一 章孝標鷹詩云向人啄斷碧絲條

一 青鷹韜下未秋半盧噬於綺未左文選

一 青骸執手於韜下韓愈机記鷹云

一 飢鷹得一呼 一飢鷹仅下肉奪

一 陸佃云一歲曰黃鷹二歲曰鶻鷹次赤也鶻拔兎功三歲曰鶻鷹又三歲曰青鷹

一 鏡墨云集曰鳩云大鷹云鳩似鷹云一說曰又一說百鳥屈鷹曰也

一 庾志一歲為黃鷹二歲為拓鷹三歲為青鷹

一 爾雅鷹鵰鳩郭璞注鵰鷹為鶻

一 韻會曰鷹鳥年二歲色赤曰鶻

一 陸佃云三歲曰鶻鷹今通謂之角鷹頂有毛角左傳爽鳩氏鷹也

第一

一 鳶師鳶同大同大率大遣 圭貫子之見

一 助執解刺痩紀走 走貫子 起貫子

一 第二鷹一翼之新字之事

一 一膝一足一疋一架一枷一翼一杵

一 第三鳶毛釋名字之事

一 羅巣鳶 莫鷹 莫胞（ハラコモリ トヨハヘ） 拓鳶 白拓鳶 白

一 拓鳶

一 鵠鳶（二歟ヲ云） 青鳶（三巣ヲ云） 鵰鷹（三巣ヲ云） 山廻 拓

一 鳶ノ時云 英山廻（白撫鳶ヲ云時云） 遠山廻（三巣ヲ云）

一 鵰山刀（リトヲ云 ヒヒヲ書ヤ） 横鳶（モヒ） 荒鳶

一 第四鷹大光 名之字之夏

一 角鷹 毋鳶 第鳶 姉鳶（フウカウノハトヲ云ハ 隼ニアキルヲ）

一ノ羽ノ名ナリトヲ云ヘ

一 兄鳶 男鳶 接

一 鸞（ヤツカ） 鵠 隼 祝鳩（雲名ヤ） 晨風（上与） 第鵠 兄鸞鳶

隼 ヨ

一 鷙鳥 鵠 神鳥 鷄 鶴 鶴 赭 鷸

一 鷸 摩鷹 兄鶴 小男鳥 児鳥 茶 金鮑 吳

名之 鵁

一 美隼 青鷺 刺羽 鷸 雀隼 夾雲 児 吳名ナリ

一 鶻 鴟 鷂 雀鷹 判羽

一 鵠 菩提雀 寒鳥

一 おろ 日胎 鷙 紫鷹 苑 吳名之紫苑ト ヨメリ

鶯 徳 桃 桃花 桃花鳥 蒼鳥 蒼 朔

青苔鳥 赤蒼鳥 雪蒼鳥 韓巻

蒼蔵 蒼 螺蒼鷹 霞輪蒼鷹 黒蒼

鷹 吏相鳥

一 大山黒 大山白 白生 黄黒 鳴

鳴 大黒 小黒 藤 略

紅葉 孔 九 桜 赤

大眉白 小眉白 赤盃

一 臂鷹 野鷹 野禽 山禽 乙女鷹
小鷹

第五 鷹狩之類字之事

一 狩 夫 蒐 攸 秋 獵 冬 又 殺 春 推 冬 宮山
常ニハ けものく 停山 ハスレカイノ山 泊山 ハクノ山下 宿鳥
伺 纂伺 忌伺 宏伺 惟伺 下狩
紫蒐 紫笛 贄狩 狩壱 芸捉声
鳥呼

一 紫方壱 延聲 痩壱 切声 遣聲
一 惣拔 起柄 試 見 鳥起 鳥捉
揭上 求 喰鳥 疵拳 鳥捉 捕
鳥搭 圍 囲 痩 ヤスルトヨミ之
井六鷺之類之字

一 忠餌 志餌 扣餌 白日餌 挙
慈餌 再拍餌 洗餌 板目餌 橋
餌 切餌 押餌 略餌 碁石餌

流鏑　鷲

第七鷹之道具ノ字

一　條平江條ノ具名拵之袋　鞦　鈴　沙捨　韜　鞦

千貫　脚緒　壺　鑁　緡　弱　佐　元

助　旋子　天助　鞭　催馬楽　助綱

袋　鈴　鑾　鈴子　鑼　毫　狩杖

青子竿　水筒　庭縄　綸　開紋　開紋　鞠

裕竿　縫竿　紙　紙板　紙袋　紙

続　倭竿　尾韜　鑁筒　繕　桙衣

架布　偏衣　打締　鏈　袖　竹　捲　小　追　続

弁八雲ノ羽之字

一　尾冠　多助　肯　袴尾　鳴羽　石打

芝引　鈴付　紙魚　紙板　力尾

殺尾　羽琴尾　尾針　大尾形尾　小

尾形尾　鷲尾　尾吉　鵄尾

一　七ツ羽　母衣　餅嚢毛　餅隠毛

鵠毛　翡翠毛　乱須早　然毛　頓
須毛　狩衣毛　京鼈　雨霞　折押
毛　折荒毛　剥毛　雌毛　乱糸
富押毛　屈助　呉服毛　雉毛　朕
上毛　燻羽　羽節　清　羽巣　梅花
毛　五月毛　鷽毛　五月雨毛　巣
柄毛　山吉毛　松原毛　遠山毛
同毛ヲ孫ヌヨヲ云　掛鷽ノ付　黄鷽ノ毛　鞄毛　糊毛

史捨

弁九鷹之相形ノ字

一

懸爪　圷爪　鳥居　帰子　都嶋
徒前　身寄　羽茎　頓須　青鬣
鬣根　晒　解持　股　脚對　眼門
眼門　目扉　山下　呀門　鎹　小
辟　指　経袋　小鎹　頭　眼　扇
脛　胃　脳　檐　挽渡　貝鈔

時 脹 羽搖 完 肥 翼 分 求
食 指 比骨 脛 肩 頂

第十鷹詞之字

一

條解 耆 嚙 擊 嬲 換 癖
作 据 噬 叫 嘴 澤 毛 刷
調 鍔 冶 劫 懷 一狹 一竿 呼
敉 摸 摸 易 敉 耳 平 逸 物 偖
匕 彎 押 馴 知 破 捕 捉

素 盈 鷹賦云 釟 育 狼 銅 慧 掉
嗔 怠 抒 鳶 鵰 鼯 鼠 跣
跼 走 哺 鼯 駿 侈 奢 吹 扉
孚 奬 募 戦 手 掩 搖 趣 俺 助
胞 冒 眺 炷 炫 皇 蚪 挨 擯
捩 翼 賄 鬼 咀 嗟 咬 吻 呑
嘴 呵 叱 娥 嫁 姻 姹 衿 折
鼾 斜 薄 蒭 罵 蓄 鬱

峯（イヤヘキ）　嶺（セこ）　山（やま）　巔（ハ）　峯（ハ）　谷（こだに）　難（ナヤム）　維（ナヤリ）　仁（イヒ）　帰（トツク）　恩（キノ）

訟（イカム）　耳（クロブ）　連（アレクク）　搦（サクキ）　猿（スクハウ）　提（ヒハサゲ）　怪（アヤシム）　扶（スクリ）　錦（ニシキ）　泥（ナヤム）

刖（メチキル）　蠶（ツハム）　牛（ウシ）　啄（クハウ）　食（ハカ）　鉆（こかキ）　枝（こロロし）　鴉（ハカセバ）　士（ハカセバ）　羽（クラフ）　嗚（メノ）　瘡（ヨハし）　疥（サケ）

囚（トラウ）　捕（サス）　拔（スクリ）　鈴（ヨ）　乞（コフ）　鎬（カヅウ）　貪（ムサホル）　佞（ようフ）　幸（サス）　神（カミ）

押（ナル）　鷹（ウフフ）　矢（ウフフ）　放（ハフ）　居（イキ）　木（コイ）　居（イキ）　小（ちい）　柴（ヒイしバ）　榷（ヒイしバ）

楢（モチ）　釣（クヌキ）　樟（クヌキ）　擒（ハカモチ）　決（ユガケ）　拾（ヨセ）　十（ヨ）　書（カヅキ）　冠（カヅキ）　木（ヨ）　衡（ヨ）　格（クリヨ）　夜（ヨウ）　宿（ヨウ）

汎（ハム）　廻（クハ）　明（ヤウ）　善（セン）　相（サウ）　一（キケ）　銃（アサル）　永（クハセ）　饉（クハセ）　火（ヒ）　玉（ヨキノ）　弩（ユミ）

奉（コブし）　馴（ナル）　鳥（ハス）　紀（メブス）　弩（ユミ）　懐（ナツかし）

第十一　鷹并生類ノ字合　虎鳥回虎

鳥　兎　虎　鳥

白鳥　鵠（クイハ）　鵠（ハ）　倉　雉　雄　雌　鴈　鶴　真　鶴

雛（ヒナ）　禽（トリ）　鶏（ヤトリ）　鷺（サギ）　青（ハ）　鷺（ハ）　鴻（ハ）　鴨（カモ）　鴨（カモメ）　白（ハ）　鴿（ハト）　鶴（ハ）

神（シント）　鳥（ハ）　蜻（ヒヒ）　子（こ）　雀（コスメ）　雛（コスメ）　五（ハ）　倍（ハ）　丹（メ）　頂（テヤウ）　ノ（ハ）　鶴（ハ）

鵯（イカルガ）　鵯（イスカ）　鶯（ウグイス）　鸝（ハ）　鶏（ウ）　鷺（ウ）　鳶（トビ）　鴉（ハ）　鷺（ラシ）　鷺（ドリ）

鵲（トラ）　鶉（ハ）　蓮（ハ）　雀（ハ）　鶫（ツグミ）　蘂（ツトリ）　嶋（ツトリ）　鵰（ハカ）　水（ハイナ）　鶏（ハ）　雀（ハ）

山（ヤマ）　雞（ドリ）　山（ヤマ）　雀（ガウ）　鳥（フクロウ）　鵰（ハ）　鵂（ハ）　鶚（ケウマキ）　綿（メ）　蠻（バン）　鶯（ウグイス）

鷦鷯 鶡 鶚 鵐 鳴 蔓食 鴒 鵯 鷉

鵙 伯労 鵙 百舌鳥 鶺鴒 雔 蠱

一 鳰 残鳥 餌 栖鳥 鴑 秋沙 阿ヲナリ 和奇添し

鯉 鷚 提 太 鶡 捩 太一寸 霸 薫

一 黄耳 兎 狸 猿 猪 鹿

鱧 鱟 蚯 螺 鴉 惇 悖 羚

蚓 虱 緑毛亀 蚘 蛭 蝨

蟎 蜱 蚰 蜻 蠓

一 兄ハ流し架法様然

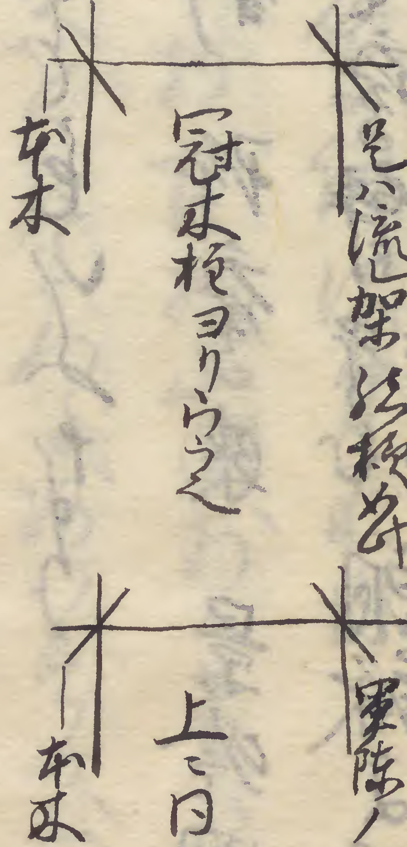

冠木柱ヨリうら之

本木

要陸ノ架ハ法柱然く

上ニ日冠木うらニスル

本木

一 第十二國ノ名

一 䍣界 高麗 契丹国 新羅國 百濟

西 唐土

一 鶴乃包様五位鷺ニ同し上の如まり

江川少将や

一 いろぬいとゝるゆ 鶯のようなるゆ
たるゆをゝ
一 ゆをとおをとゝるとゝるゆわゝく鶯を
ゆをくるゝ鶯乃ゆゝ言葉以上
一 ゆゝのゆをとゝハ雅なりゆゝ又雅
ゝゝとゝいゝなりゝ
一 白彩 聊鶯来 景冷岡
一 平生鶯聲 きむ ゝゝき 朗詠より切り

鶯何沢弁ゆ月
ゆゝ山回わゝ者ゆゝ鶯ゆゝ
ゆゝとゝゝゝ二ゝ
ゆを外ゝ和ゝゝゆゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

さつるおちたれ河おとあり水かりゝ水おあり、
鉢をかゝ、おいとゝゆ少生人多ゆゑ落つ者
なり紀まゝ映分野ひてゞけ、ゆゑと書、
一ぢを、二ぢゝ三ぢゝ四ぢゝ五ぢゝ草、
ゝる入ゝりゝ行ゞかゝ分ゝたゝ
すだとゝ紙おゝ入むゝ屋ゝ縄たゝまお
をゝぢゝるゝめゝ地ゝし也毎ゝ宮ゝ
をさむ者ゝ多ゝ、ゝゆゝ形ゝまゝり、

つゝを、をゝりゝをゝれ毎ゝをゝよゝかゝる屋門
ゝもゝて行、ゝゝゝゝて行ゝ行ゝ
紙ゝ行ゝ紙ゝ紙ゝめゝくゝゝる紙ゝゝる、か
毎ゝを毎ゝ武ゝ行ゝたゝ樹の下ゝ楽槍
突ゝゝゝゝゝゝこゝ居ゝかゝ山楽ゝゝ毎ゝ、
めゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
さゝゝ行ゝ羽ゝ云ゝゝ西ゝゝむ酒ゝゝ
だゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

会かしらの義だに所のもの八ハ所とも所にみな
羽たれ羽たれ羽こと所ちがえ解をつくく
あるもとも明るきもの遠明解所所
明所所ものもとちもの中ばかりでは
ものもものすあるもの為中だのうちもつもの
多まもの所もたもの多たひ多所初中ぶ多
所で衣をおむこもの多ものよあるもの食鳥所多
多をもぬるもの明るわ所ぬ中ものでく

るもの所ひ地もたもの初多中色せこ色所ない
色のく声つも声眼もと見地るもの
ないあもれがいおもひがい所ないこるもたもの
つるもあるもの中ものなもの中るもの
るあるもの所ものもあるまるもの
ものはもものもの中ものもの
もの多つきの中多合一かりの見色
そのいあもるものもの中るもの

其てのこさすめうのまて、稲うゑさせて、
せゞで、なけうて、はきゞで、すゝ、元のまゝい
くす、第壱、第弐、第参、第四、第五、第六、第七、
まき、第ゝら、第下、第九、第十、第十一、第十二、
ぎ、第十三、第十四、山こいうゝ、山こいひ時、秋乃
ねいろはかゆ、うゝ、ぎ、かゝ、うゝ、ゝ、
分く、ぎゝ、ど、はこ、ひく、分けゝ、ゝ、
身、方、元、すゝ、ゝ、ゝ、元、ひろ、ゝ、ゝ、

餅とおとてゝ、ぬを、ゝ、縄、虎、縄、婦
用、飯、飯、ゝ、ぎ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ぎ、ゝ、ひ、ひ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

乃秋こゝの〇の秋ハ百ゝや
ちゝ
ちゝ
ちゝ

前ぢめの雪かぎりなきを
ぐひらうかがまに
しきの名ごりかなあはれ
をくらはまうの紫苑はなを入れかう
をけるを義経はうの
うむらのそでうらんのあるを
いとき明ちがうをかがるとまをす
をれわぐあはれきがへえぐけえた

をいをきをすれ名さうやんぬれて
をうちをはれわをいをむこぐうはき
かをを中乃ををををを回て先んをす
け雪いをを雪ををいををを乃れ
山ををき雪ぬ袋かんをんをうをき
雪をわををををぐうをだを雪を海
名おををやのをを梅乃花をかををを
鶴を鶯を雪をを雪をを不を給おを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

養鷹記

吾聞之周易中一爻信象曰豚魚吉信及豚魚也王輔嗣曰魚者潛穢者也豚者微賤者也爭競之道不興中信之德淳着則雖微隱之物信皆及之蓋儒教之及物信莫大乎吾釈氏之道亦是從信入焉毒龍以降猛虎以馴此婦吾佗也鸚鵡之誦經鸚鵡之念佛此教吾法也信之相感無所不至越之

曰下氏朝倉教景出二于將種一以武為二任此一諸
將無出右者仁愛之情忠信之敦海深春
育吾無間如至若訟庭每夏一室菜羹招吾
碩徒英衲高確祖佛梵緣不立文字而好文
字禪矣近歳得一双鷹而養之艱而愛之一
雙大与小中国俗訓兄鷹為小訓弟鷹為大
階親彥深鷹賦雌則物大雄則形小謂乎且
將獲其雛不知其計未之何鷹之營巣唯
在山林岩壑不在擅止路市鄽何況公暑宮
府乎於是教景意近經営密運化梵於寢室
傍掬枯木可巣者一両株構縱其股自然俾
鷹易栖息鷹初怪而不近之後押而不疑之
雌雄和依佇立其上朝来暮往拮据捧巣已
既成矣卵之翼之遂育二雛々長則恒常
種族國人相聚而賀曰此則曰下氏一門瑞
也諸孫相延刷羽儀於天朝拭目以待琴宇

族雲臺孝景請其一畜養所謂大也夏達京
師人皆為奇夏敖景宗謂不可私有要竟其
一献細川右京兆所謂小也京尹辟之出示
猟湯山雉沙雁膳隊股栗百袋百甲未嘗失
一固俊逸人群也去歳冬之仲淳若雲晨珎
草半枯群禽無地竄身和公率京尹而士田
京尹幕下高材疾足者不憚崎嶇雲也電走
打囲四郊京尹放鷹則搜身入雲欲翼掠
地宿鳥驚而起如脱英隨秋風奮即追此到
台庁前風毛霊一朝而獲五禽相公絶嘆
寵春信恒京尹之吉吾見於屑宇之間所善何
哉彼雖不離羽群克守其義有撃強敵捷之
勢不減忠臣烈士之所為鳥庠相公握兵権
気空賊墨天下英雄尽入彀中從此而始矣
孝景所養亦俊逸也搏撃之能越人所知故
不毛要近日孝景献相公必待眷暖試其能

乎右曰物無兩大吾不信乎今双鷹之有奇
材発自教景忍術養賢之德及於羽旋以故
鷹之与人相謀不労指揮慫慂欲不必何
能若此哉教景平居与人交而有信吾信及
物故親戚信而睦于上黎民信而和于下一
邑信而化一鄉一鄉信而治一郡一郡信而
安一国信之著者天之所感宜非聖人中孚
之象哉凡孚之用於中莘權與于艸昊金天
民々〻〻以鳥名官以奚鳩氏為司寇爽鳩
亦為孚見於礼記月令篇自伊禁文王唐太
宗玄宗等諸王養以玩之但不作禽荒而已
人臣之愛不可勝計吾日本国王萬機之暇
維鷹維愛過於中華仁徳天皇四十六年百
濟国発使者献鷹大於吾国海船到越州敦
賀津養鷹者曰朱光養大者曰神光甚大黒
駿也政頼奉勅赴敦賀迎使者以吾国尚未

精于指呼之術政教新米光学而習要既而
臂寄牽犬以飯帝都天皇賞之以賜桑昌至
今以指呼為業者皆傳自政教政教之孫
丞同于世為可情要願後植武天皇專愛鷹
於南殿帳中身親臂之嵯峨天皇弘仁二年
以彩修寄經施行海内傳寛平盛于延喜天
暦勃興一条白河院光乃所以暖獵之不可
廢也今吾教昌知部賀而特得此鷹米光年
政頼年僅有六史而書殺者則者昌与彼二
子載名同傳也耶昔吾佛説水文痛仆胡翁
方法白蓮与減師曰左家不制出家悉斷雖
紙鐘山宝公産寄巢中子足皆鳥爪也異日
宝公臂破面明則現十二首白蓮大士鷹与
大士豈有二身吾朝行基亦殘時人得之於
鷹巣天下不名呼曰菩薩逢寺刻佛削平嶮
路其功不在宝公下又投子青乃者鷹也會

聖岩前死入海因手作洞書壽膠曲見觀之
吾学佛徒訪問廣法寺為破戒乎栄屋長公
嘗為教景座客而熟於此廣故為教景需記
其顛末不辞而書觀者回之

国立公文書館
National Archives of Japan